

京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程及び京都大学フィールド科学教育研究センター規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程</b> (平成16年達示第15号)</p> <p>(前 略) (附属教育研究施設)</p> <p>第9条 農学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 農場 牧場</p> <p><u>2</u> 附属の教育研究施設に長を置き、農学研究科の専任の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p><u>3</u> 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p><u>4</u> 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学フィールド科学教育研究センター規程</b> (平成16年達示第56号)</p> <p>(前 略) (部及び部門)</p> <p>第6条 フィールド科学教育研究センターに、教育研究部及び管理技術部を置く。</p> <p>2 教育研究部に、次に掲げる部門を置く。 企画研究推進部門 森林生物圏部門 里域生態系部門 基礎海洋生物学部門</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(附属教育研究施設)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p><u>2</u> <u>附属の教育研究施設のうち、農場は、他の大学の利用に供するものとする。</u></p> <p><u>3</u> } (同 左)</p> <p><u>4</u> }</p> <p><u>5</u> }</p> <p style="text-align: center;">(部及び部門等)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p><u>3</u> <u>前項に掲げるもののほか、教育研究部に、次に掲げる研究林、試験地及び実験所を置く。</u> <u>芦生研究林</u> <u>北海道研究林</u> <u>和歌山研究林</u> <u>上賀茂試験地</u> <u>徳山試験地</u> <u>北白川試験地</u> <u>紀伊大島実験所</u> <u>舞鶴水産実験所</u> <u>瀬戸臨海実験所</u></p> <p><u>4</u> <u>前項に掲げる施設のうち、芦生研究林及び上賀茂試験地は、他の大学の利用に供するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>